

(別紙)

令和2年9月24日
大阪市経済戦略局産業振興課

令和2年9月24日

「ミナミで買い物応援キャンペーン」の実施予定について

大阪市経済戦略局産業振興課

各位

大阪市では、休業要請等による影響を受けたミナミ地区(注)における小売店舗等への支援等を目的として、感染防止宣言ステッカーを導入したミナミ地区の小売店舗等で、スマートフォン決済により商品等を購入した方に対して、決済金額の20%をポイント付与する「ミナミで買い物応援キャンペーン」の実施を予定しています。

「ミナミで買い物応援キャンペーン」の実施について (お願い)

(注)大阪府が「第23回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」(令和2年7月31日開催)において実施を決定した、令和2年8月6日(木曜日)から8月20日(木曜日)までの間における、大阪ミナミ地区の一部区域を対象にした接待を伴う飲食店等に対する休業要請等が行われた区域。(詳細は大阪府ホームページをご覧ください。)

■「ミナミで買い物応援キャンペーン」の概要(予定)

ミナミ地区の飲食店及び宿泊施設以外の店舗で、対象のスマートフォン決済を利用して商品・サービス等を購入・利用された方に対し、決済金額の20パーセント分のポイントを付与します。

(決済事業者1者あたり上限3,000円)

【キャンペーン期間】

令和2年11月16日(月曜日)から令和2年12月31日(木曜日)まで

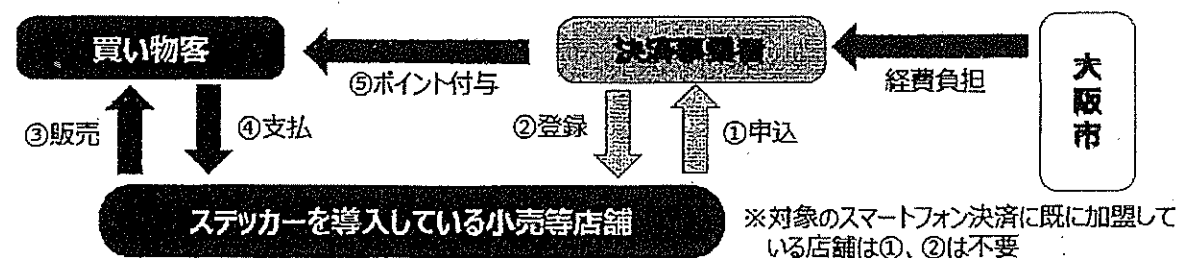
【キャンペーン対象店舗】

次のいずれにも該当する店舗が対象です。

- ・ ミナミ地区の店舗であること
- ・ 飲食店及び宿泊施設以外の店舗であること
- ・ 大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入・掲示している店舗であること
- ・ 本事業の対象となるスマートフォン決済(現在事業者募集中・最大2者選定予定)が利用可能な店舗であること

ただし、上記のうち、保険適用医療機関、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に該当する施設、及び本市が別途指定する店舗は、本事業の対象外とします。

【事業イメージ】



対象となるスマートフォン決済などの事業の詳細につきましては、後日、改めてお知らせします(10月上旬頃を予定)。

平素は、大阪市の産業振興施策にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。この度、大阪市では、休業要請等による影響を受けたミナミ地区における小売店舗等への支援等を目的として、感染防止宣言ステッカーを導入したミナミ地区の小売店舗等で、スマートフォン決済により商品等を購入した方に対して、決済金額の20%(上限3,000円分)をポイント付与する「ミナミで買い物応援キャンペーン」の実施を予定しています。

本事業の概要につきまして、別紙のとおりお知らせさせていただきます。なお、現在、本キャンペーンにご協力いただくキャッシュレス決済事業者を募集中であり、対象となるキャッシュレス決済などの詳細が決定しましたら、改めてお知らせいたします(10月上旬頃を予定)。

「ミナミで買い物応援キャンペーン」につきまして、周知にご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【「ミナミで買い物応援キャンペーン」に関すること】

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課
電話番号：06-6615-3774
開設時間：平日9時から17時30分まで

【「感染防止宣言ステッカー」に関すること】

感染防止宣言ステッカーコールセンター
電話番号：06-4397-3268
開設時間：平日10時から17時まで

(お問合せ先)
大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課
TEL：06-6615-3774